

杜の都の環境をつくる審議会運営要領

(平成十四年七月八日杜の都の環境をつくる審議会決定)

(趣旨)

第一条 杜の都の環境をつくる審議会（以下「審議会」という。）の会議及び審議会の専門部会の会議の運営は、杜の都の環境をつくる条例（平成十八年仙台市条例第四十七号）、杜の都の環境をつくる条例施行規則（平成十八年仙台市規則第八十四号）、附属機関等の設置及び運営の基準に関する要綱（平成九年三月市長決裁）及び附属機関等の会議の公開に関する取扱要領（平成十一年三月総務局長決裁）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(会議の招集)

第二条 会長は、審議会の会議を開催しようとするときは、緊急の場合その他やむを得ない場合を除き、当該会議の日時、開催場所及び当該会議において付議しようとする事項を記載した文書で、その開催の概ね一月前までに委員に招集通知を発しなければならない。

(議事概要)

第三条 審議会の会議の議事概要には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 会議の日時及び開催場所
- 二 会議に出席した委員の名前
- 三 会議の議事の要点
- 四 その他会長が特に必要と認めた事項

2 前項の議事概要には、会長及び会長が指名した委員一名が署名しなければならない。

(会議の公開)

第四条 審議会の会議は、公開でこれを行う。ただし、審議会は、次の各号のいずれかに該当する場合は会議を非公開とすることができる。

- 一 個人に関する情報で特定の個人を識別し得るものを扱う場合
- 二 政策形成過程における情報で公開することにより事務事業の適正な執行に支障が生ずるおそれがある情報を扱う場合
- 三 その他非公開とすることに相当の理由がある場合

(傍聴席)

第五条 審議会の会議においては、当該会議の会場に傍聴席を設けるものとする。ただし、前条の規定により、審議会の会議を公開しない場合は、この限りでない。

2 傍聴人の定員は、会場の制約等を勘案し、その都度会長が決定する。

(傍聴人)

第六条 審議会の会場において傍聴人は、傍聴のために定められた場所以外に立ち入ってはならない。

2 傍聴人は、審議会の会場において、次の事項を遵守しなければならない。

一 会議中は、静かに傍聴し、拍手をしたり発言する等会議の進行を妨げるような行為をしないこと

二 はち巻、腕章の類をする等示威的な行動をしないこと

三 飲食又は喫煙をしないこと

四 原則として写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、申し出により審議会の了承を得た場合はこの限りではない。

五 他の傍聴人の迷惑になるような行為を行わないこと

六 その他会場の秩序を乱し、又は会議を妨害するような行為をしないこと

3 会長は、前項に掲げる事項を遵守しないおそれがあると明らかに認められる者に対してその入場を拒み、又は前項に掲げる事項を遵守しない者を退場させることができる。

4 傍聴人は、審議会の会場において、会長の指示に従わなければならない。

5 会長は、その指示に従わない傍聴人を退場させることができる。

(専門部会の会議)

第七条 第二条から前条までの規定は、審議会の専門部会の会議について準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「専門部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

(その他)

第八条 この要領に定めるもののほか、審議会の会議の運営について必要な事項は会長が、専門部会の会議の運営について必要な事項は専門部会部会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成十四年七月八日から実施する。

附 則 (平成十八年十月三十一日改正)

この要領は、平成十八年十月三十一日から実施する。